

松山市火入れに関する条例の一部改正(案)の概要

1 松山市火入れに関する条例について

本条例は、森林法の規定に基づき、森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内の土地の火入れについて、許可の手續や火入れの制限などの必要な事項を定めています。

2 改正の背景

国は、令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとししました。

本市でも、国の通知を基に、令和8年1月から林野火災に関する注意報を発することができるよう、松山市火災予防条例を改正する予定です。

一方で、愛媛県でも令和7年5月に愛媛県林野火災アラートを新設しました。

以上のことから、林野火災の予防のため、本条例を改正し、これらの注意報・警報が発せられた際に火入れの制限を行うこととししました。

3 主な改正内容（第13条関係）

現在は、強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発せられた場合に火入れの禁止又は中止を求めることとしていますが、これらに加え、林野火災に関する注意報、愛媛県林野火災アラートが発せられた場合も火入れの禁止又は中止を求めることとします。

※施行日は、令和8年1月1日を予定しています。